

自転車に関する調査
調査結果報告書

平成 29 年 2 月

仙台市 市民局 生活安全安心部 自転車交通安全課

「自転車のルールに関する調査」調査結果

I. 調査の概要

1. 調査の趣旨

本市では、平成 25 年 7 月に「杜の都の自転車プラン（仙台市自転車利用環境総合計画）」を策定し、プランの目標である「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」を進めています。

このプランの基本方針の 1 つである「協働による安全に自転車を利用する意識づくり」では、地域住民や学校、NPO、事業者、行政などが協働で、安全に自転車を利用するためのルール・マナーを守る意識の啓発や教育活動などに取り組み、より高い意識づくりを進めることとし、様々な施策を検討・実施しております。

本調査では、市民の皆様の自転車の利用状況やルール理解度などを調査させていただきました。調査結果は、これまで取り組んだ施策の効果検証及び今後に向けた検討の基礎資料とさせていただきます。

2. 調査の方法

- (1) 調査の対象 市政モニター 200 名
- (2) 調査の時期 平成 28 年 9 月
- (3) 調査の方法 アンケートの郵送及びインターネットによる回答

3. 回収結果

有効回答数 188 名（回収率 94%）

Ⅱ. 調査結果

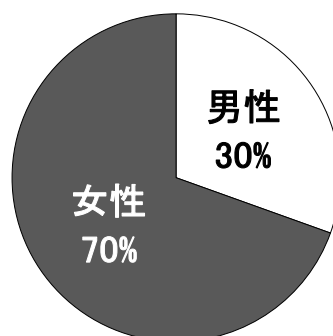
1. アンケート回答者の属性

■性別【単一回答】

(問1. あなたの性別をお答えください。)

回答者数 N=187 (無回答 N=1)

選択肢	回答数	構成比
男性	57	30%
女性	130	70%

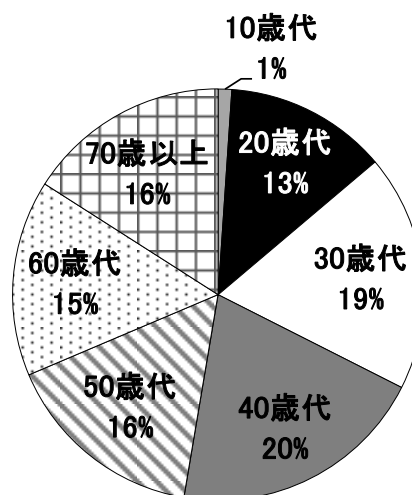


■年齢【単一回答】

(問2. あなたの年齢(平成28年9月1日現在)をお答えください。)

回答者数 N=188

選択肢	回答数	構成比
10歳代	2	1%
20歳代	24	13%
30歳代	35	19%
40歳代	38	20%
50歳代	30	16%
60歳代	29	15%
70歳以上	30	16%

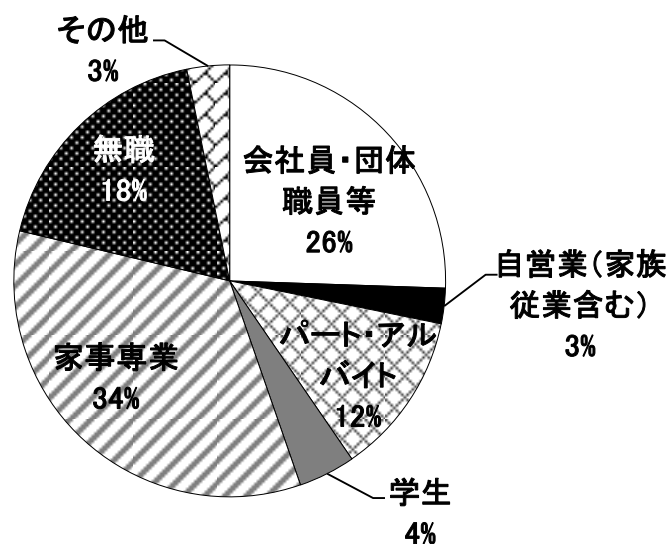


■職業【単一回答】

(問3. あなたの職業をお答えください。)

回答者数 N=188

選択肢	回答数	構成比
会社員・団体職員等	48	26%
自営業(家族従業員含む)	5	3%
パート・アルバイト	23	12%
学生	8	4%
家事専業	64	34%
無職	34	18%
その他	6	3%

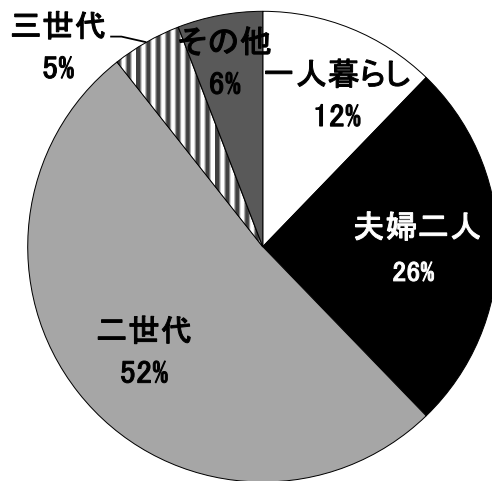


■家族構成【単一回答】

(問4. あなたの家族構成をお答えください。)

回答者数 N=188

選択肢	回答数	構成比
一人暮らし	23	12%
夫婦二人	48	26%
二世帯	97	52%
三世帯	9	5%
その他	11	6%

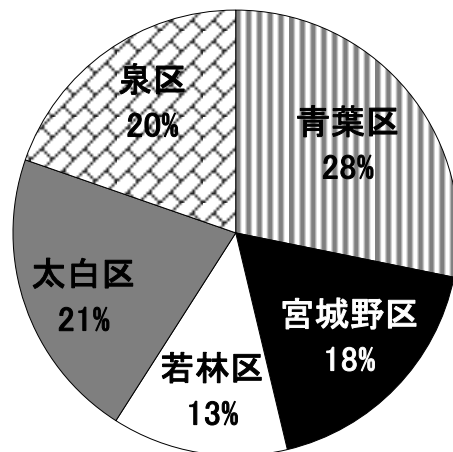


■住所【単一回答】

(問5. あなたのお住まいの区をお答えください。)

回答者数 N=188

選択肢	回答数	構成比
青葉区	53	28%
宮城野区	34	18%
若林区	24	13%
太白区	40	21%
泉区	37	20%



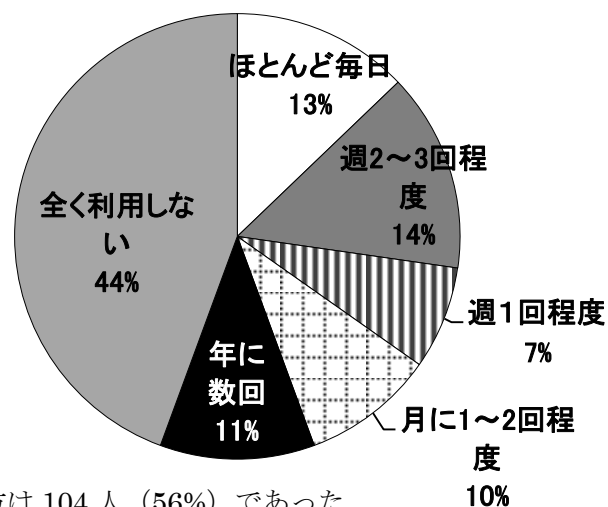
2. 自転車の利用状況

■自転車の利用頻度【単一回答】

(問6. あなたの普段の生活における自転車の利用頻度をお答えください。)

回答者数 N=187 (無回答 N=1)

選択肢	回答数	構成比
ほとんど毎日	24	13%
週2~3回程度	27	14%
週1回程度	14	7%
月に1~2回程度	18	10%
年に数回	21	11%
全く利用しない	83	44%



○普段の生活で「自転車を利用する」と答えた方は104人(56%)であった。

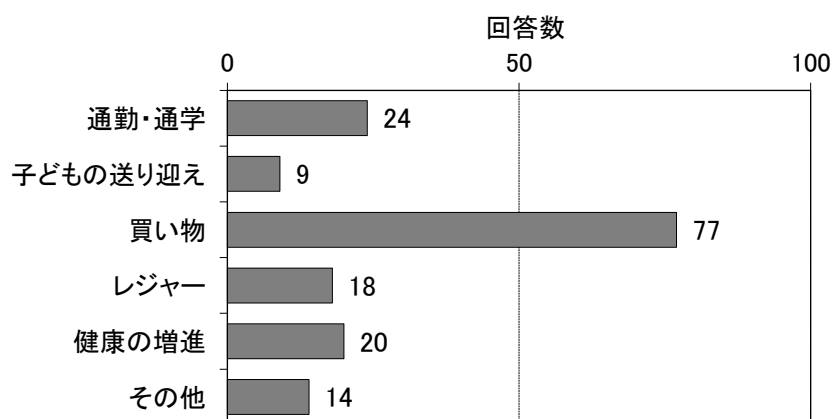
■自転車の利用目的【複数回答】

(問7. あなたが自転車を利用する際の目的をお答えください。)

回答者数 N=101 (無回答 N=3)

※問6で「自転車を利用する」と答えた方(全く利用しない方を除く全ての方)のみ回答

選択肢	回答数
通勤・通学	24
子どもの送り迎え	9
買い物	77
レジャー	18
健康の増進	20
その他	14



○8割近くの方が「買い物」との回答であった。また、「通勤・通学」や「健康の増進」も比較的多い。

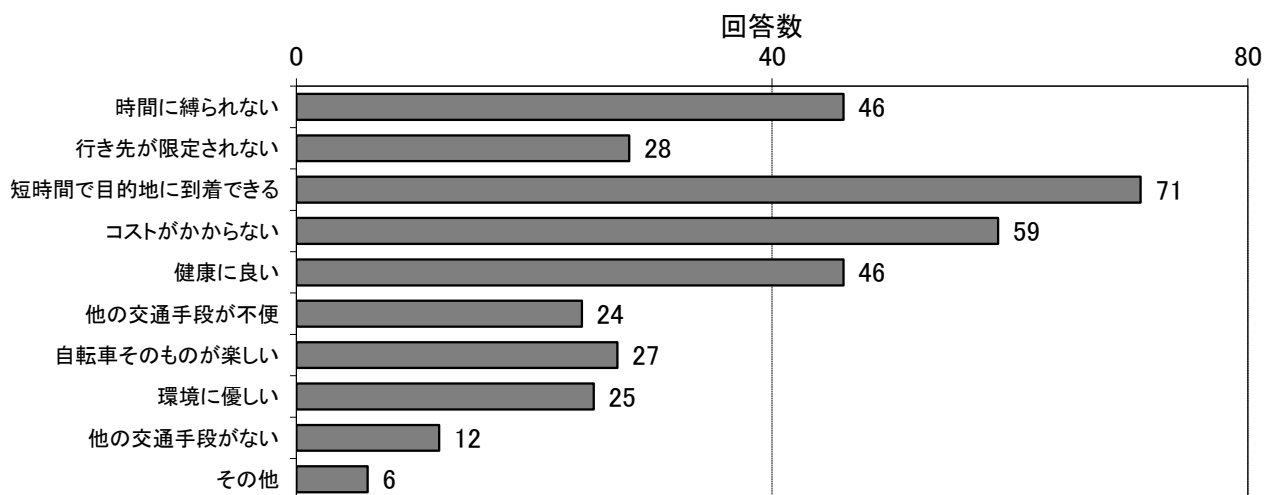
■自転車を利用する理由【複数回答】

(問8. あなたが自転車を利用する理由をお答えください。)

回答者数 N=103 (無回答 N=1)

※問6で「自転車を利用する」と答えた方(全く利用しない方を除く全ての方)のみ回答

選択肢	回答数
時間に縛られない	46
行き先が限定されない	28
短時間で目的地に到着できる	71
コストがかからない	59
健康に良い	46
他の交通手段が不便	24
自転車そのものが楽しい	27
環境に優しい	25
他の交通手段がない	12
その他	6



○短時間で目的地に到着できることが自転車のメリットとなっている。

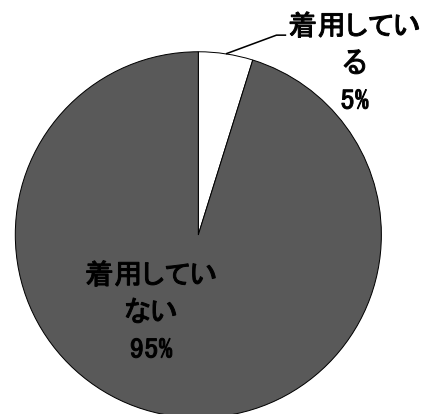
■ヘルメット着用の有無【単一回答】

(問9. あなたは自転車を利用する際、ヘルメットを着用していますか。)

回答者数 N=104

※問6で「自転車を利用する」と答えた方(全く利用しない方を除く全ての方)のみ回答

選択肢	回答数	構成比
着用している	5	5%
着用していない	99	95%



○ヘルメットを「着用している」と答えた方は5人(5%)と極めて少なかった。

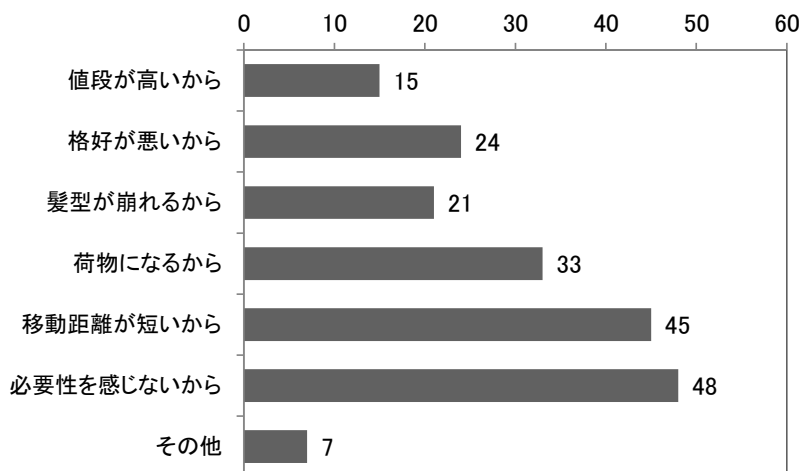
■ヘルメットを着用しない理由【複数回答】

(問10. あなたが、ヘルメットを着用しない理由は何ですか。)

回答者数 N=95 (無回答 N=4)

※問9で「ヘルメットを着用していない」と答えた方のみ回答

選択肢	回答数
値段が高いから	15
格好が悪いから	24
髪型が崩れるから	21
荷物になるから	33
移動距離が短いから	45
必要性を感じないから	48
その他	7



○「必要性を感じないから」が48人で最も多く、次いで「移動距離が短いから」が45人となった。

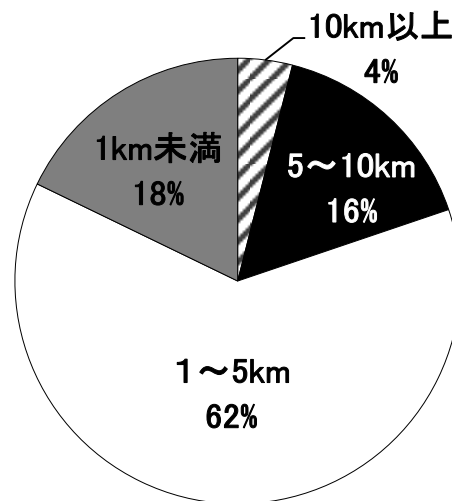
■自転車を利用する際の1回あたりの走行距離【単一回答】

(問11. あなたが自転車を利用する際、1回あたりの走行距離は平均どのくらいですか。)

回答者数 N=101 (無回答 N=3)

※問6で「自転車を利用する」と答えた方(全く利用しない方を除く全ての方)のみ回答

選択肢	回答数	構成比
10km以上	4	4%
5~10km	16	16%
1~5km	63	62%
1km未満	18	18%



○利用目的として最も多かったのが「買い物」であったため、長距離での利用は少なく、「1~5km」の利用が最も多い結果となったと考察される。

3. 自転車に関するルールの理解度・遵守状況について

■自転車に関するルールの理解度【知っている項目を回答】

(問12. あなたは自転車に関する以下のルールを知っていますか。)

回答者数 N=188

(i)自転車の通行できる場所に関するルール

項目	回答数
1.自転車は車両であり、車道通行が原則である	176
2.歩道を通行することは例外である	118
3.歩道と車道が区別されている道路では、例外を除き、車道の左側端を通行する	151
4.「一方通行(自転車を除く)」を示す道路標識がある場合も、自転車は進行方向の左側端を通行する	111
5.自転車道がある場合は、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行する	146
6.自転車で路側帯を走るときは、車道の左側にある路側帯しか通行できない	128

(ii)自転車が歩道を通行する場合のルール

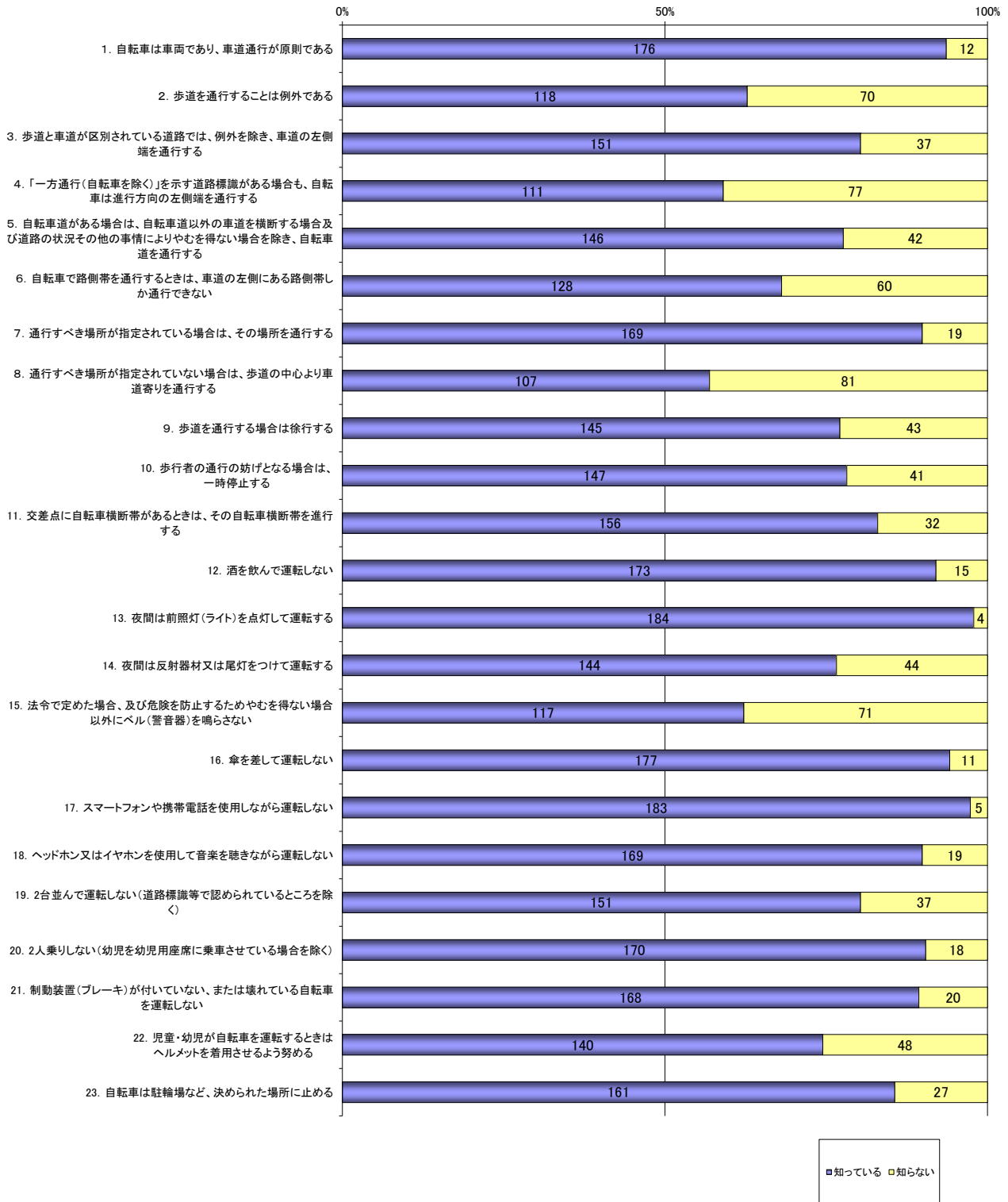
項目	回答数
7.通行すべき場所が指定されている場合は、その場所を通行する	169
8.通行すべき場所が指定されていない場合は、歩道の中心より車道寄りを通行する	107
9.歩道を通行する場合は徐行する	145
10.歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止する	147
11.交差点に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を進行する	156

(iii)その他の自転車に関するルール

項目	回答数
12.酒を飲んで運転しない	173
13.夜間は前照灯(ライト)を点灯して運転する	184
14.夜間は反射器材又は尾灯をつけて運転する	144
15.法令で定めた場合、及び危険を防止するためやむを得ない場合以外にベル(警音器)を鳴らさない	117
16.傘を差して運転しない	177
17.スマートフォンや携帯電話を使用しながら運転しない	183
18.ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽を聞きながら運転しない	169
19.2台並んで運転しない(道路標識等で認められているところを除く)	151
20.2人乗りしない(幼児を幼児用座席に乗車させている場合を除く)	170
21.制動装置(ブレーキ)が付いていない、または壊れている自転車を運転しない	168
22.児童・幼児が自転車を運転するときはヘルメットを着用させるよう努める	140

23. 自転車は駐輪場など、決められた場所に止める

161



○項目によって、ルールを理解度が著しく異なっている。特に以下のルールは自転車利用者に浸透していない。

2. 歩道を通行することは例外である

4. 「一方通行(自転車を除く)」を示す道路標識がある場合も、自転車は進行方向の左側端を通行する

8. 通行すべき場所が指定されていない場合は、歩道の中心より車道寄りを通行する

15. 法令で定めた場合、及び危険を防止するためやむを得ない場合以外にベル（警音器）を鳴らさない

■自転車に関するルールの遵守度【守っている項目を回答】

（問13. あなたは自転車に関する以下のルールを守っていますか。）

回答者数 N=104

※問6で「自転車を利用する」と答えた方（全く利用しない方を除く全ての方）のみ回答

(i)自転車の通行できる場所に関するルール

項目	回答数
1.自転車は車両であり、車道通行が原則であるため、車道通行を心掛けている	62
2.歩道を通行することは例外であるため、歩道は通行しないように心掛けている	45
3.歩道と車道が区別されている道路では、例外を除き、車道の左側端を通行している	71
4.「一方通行（自転車を除く）」を示す道路標識がある場合も、自転車は進行方向の左側端を通行している	76
5.自転車道がある場合は、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行している	93
6.自転車で路側帯を通行するときは、車道の左側にある路側帯を通行している（逆走していない）	84

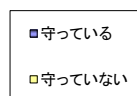
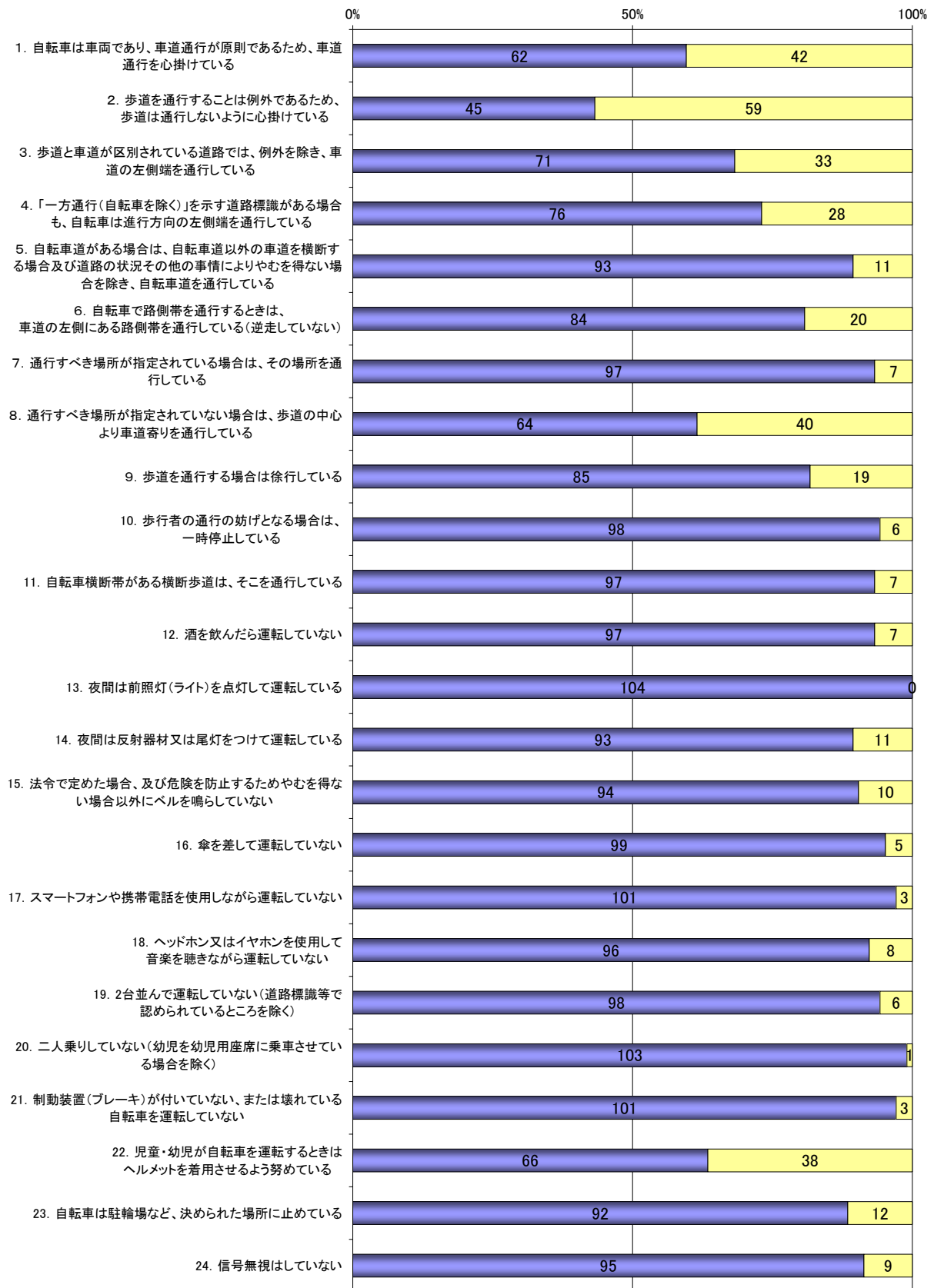
(ii)自転車が歩道を通行する場合のルール

項目	回答数
7.通行すべき場所が指定されている場合は、その場所を通行している	97
8.通行すべき場所が指定されていない場合は、歩道の中心より車道寄りを行進している	64
9.歩道を通行する場合は徐行している	85
10.歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止している	98
11.自転車横断帯がある横断歩道は、そこを通行している	97

(iii)その他の自転車に関するルール

項目	回答数
12.酒を飲んだら運転していない	97
13.夜間は前照灯（ライト）を点灯して運転している	104
14.夜間は反射器材又は尾灯をつけて運転している	93
15.法令で定めた場合、及び危険を防止するためやむを得ない場合以外にベルを鳴らしていない	94
16.傘を差して運転していない	99
17.スマートフォンや携帯電話を使用しながら運転していない	101
18.ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽を聴きながら運転していない	96
19.2台並んで運転していない（道路標識等で認められているところを除く）	98
20.2人乗りしていない（幼児を幼児用座席に乗車させている場合を除く）	103
21.制動装置（ブレーキ）が付いていない、または壊れている自転車を運転していない	101

22.児童・幼児が自転車を運転するときはヘルメットを着用させるよう努めている	66
23.自転車は駐輪場など、決められた場所に止めている	92
24.信号無視はしていない	95



○「(i)自転車の走れる場所に関するルール」(1～6)のうち、「1. 自転車は車両であり、車道通行が原則であるため、車道通行を心掛けている」及び「2. 歩道を通行することは例外であるため、歩道は通行しないように心掛けている」の遵守率が低い。

その理由としては、「車道は危険であり、走行するのがこわい」というものがほとんどであった。

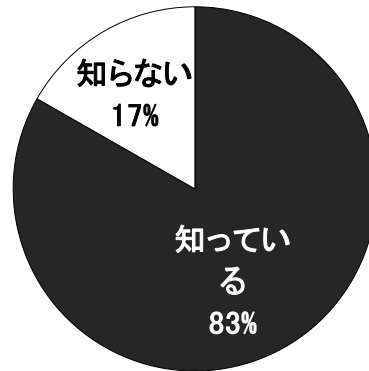
4. 自転車保険について

■民事裁判における高額賠償金支払い命令判決の認知度【単一回答】

(問14. あなたは、自転車と歩行者、あるいは自転車同士が衝突して、相手を死亡させたり、重症を負わせるなどした交通事故の民事裁判で、加害者である自転車側に数千万円にも及ぶ高額な賠償金支払い命令が出された事例があることを知っていますか。)

回答者数 N=185 (無回答 N=3)

選択肢	回答数	構成比
知っている	154	83%
知らない	31	17%



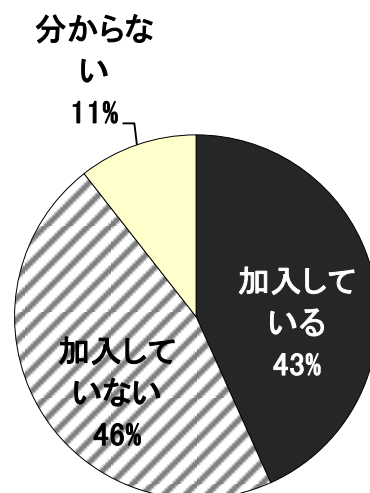
■賠償責任保険の加入状況【単一回答】

(問15. あなたは、自転車の交通事故などによって生じた他人の生命、身体、財産の損害を賠償する、賠償責任保険(自動車保険や火災保険の特約、共済の特約等を含む)に加入していますか。)

回答者数 N=104

※問6で「自転車を利用する」と答えた方(全く利用しない方を除く全ての方)のみ回答

選択肢	回答数	構成比
加入している	45	43%
加入していない	48	46%
分からない	11	11%



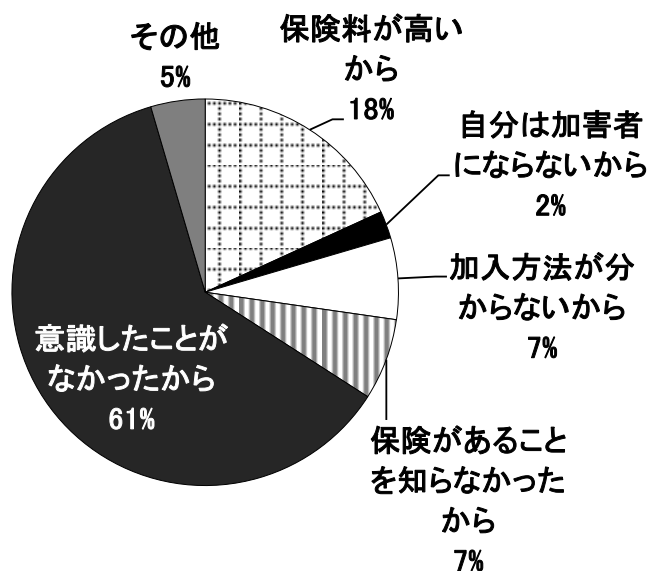
■賠償責任保険未加入の理由【単一回答】

(問16. あなたが、自転車の賠償責任保険に加入していない理由は何ですか。)

回答者数 N=44 (無回答 N=4)

※問15で「加入していない」と答えた方のみ回答

選択肢	回答数	構成比
保険料が高いから	8	18%
自分は加害者にならないから	1	2%
加入方法が分からないから	3	7%
保険があることを知らなかったから	3	7%
意識したことがなかったから	27	61%
その他	2	5%



○自転車の事故により、高額な賠償金支払い命令が出されたことについては多くの方に認知されているが、保険の加入状況としては、約半数となっている。その理由としては、「意識したことがなかったから」が半数以上を占めている。

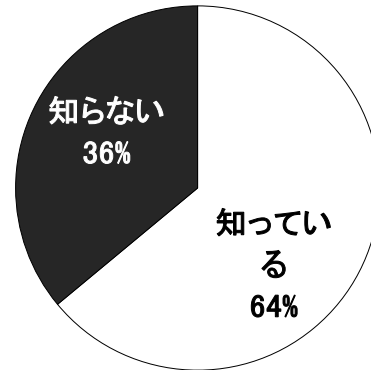
5. その他、自転車のルールについて

■平成 27 年 6 月の道路交通法改正の認知度【単一回答】

(問 17. あなたは、平成 27 年 6 月に道路交通法が改正されて、自転車で危険な行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられることを知っていますか。)

回答者数 N=186 (無回答 N=2)

選択肢	回答数	構成比
知っている	119	64%
知らない	67	36%

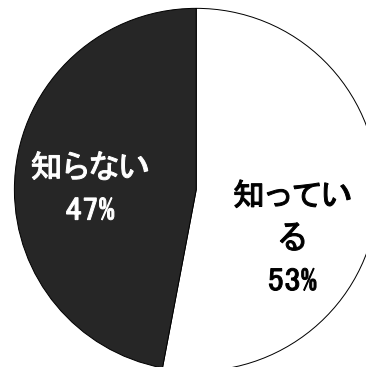


■「自転車安全利用五則」の認知度【単一回答】

(問 18. あなたは、自転車の安全利用を促進するために「自転車安全利用五則」が定められていることを知っていますか。)

回答者数 N=185 (無回答 N=3)

選択肢	回答数	構成比
知っている	98	53%
知らない	87	47%



○いずれも認知度については高くない。今後どのように広報・啓発していくかが課題となる。

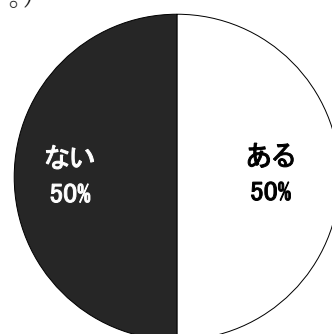
6. 自転車に関する満足度について

■危険感知【単一回答】

(問 19. あなたは、一年以内に、道路を歩いていて自転車とぶつかった、もしくはぶつかりそうになり危ないと感じたことがありますか。)

回答者数 N=188

選択肢	回答数	構成比
ある	94	50%
ない	94	50%

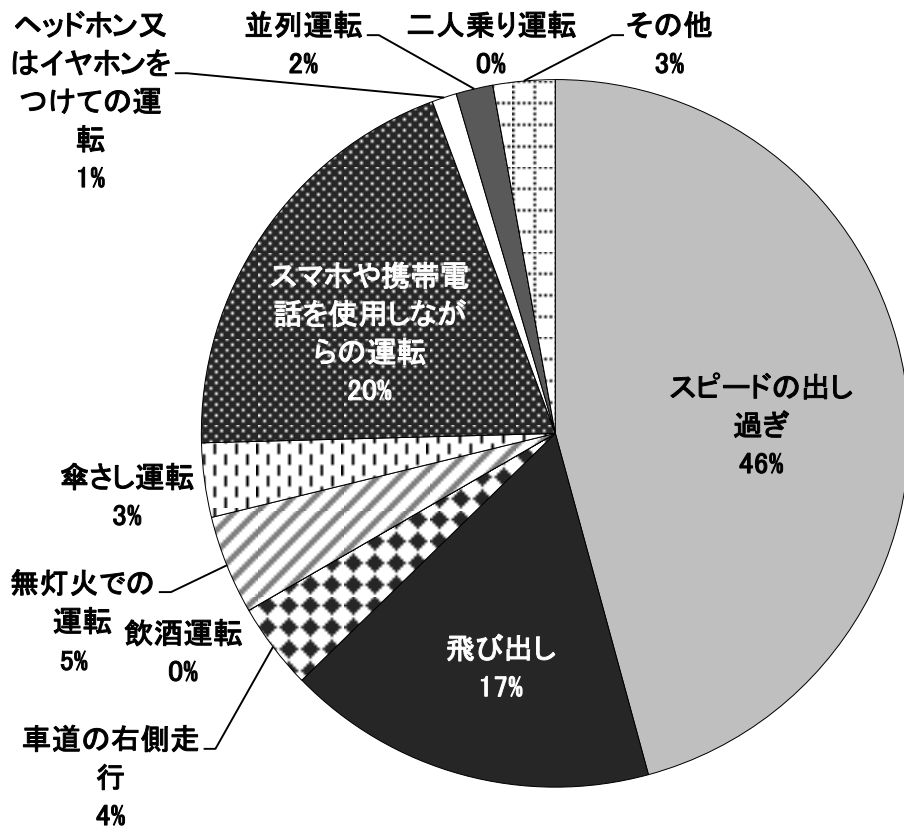


■危険な走行【単一回答】

(問20. あなたは、道路を歩いていて自転車のどのような走行が最も危険だと感じますか。)

回答者数 N=177 (無回答 N=11)

選択肢	回答数	構成比
スピードの出し過ぎ	81	46%
飛び出し	30	17%
車道の右側走行	7	4%
飲酒運転	0	0%
無灯火での運転	8	5%
傘さし運転	6	3%
スマホや携帯電話を使用しながらの運転	35	20%
ヘッドホン又はイヤホンをつけての運転	2	1%
並列運転	3	2%
二人乗り運転	0	0%
その他	5	3%



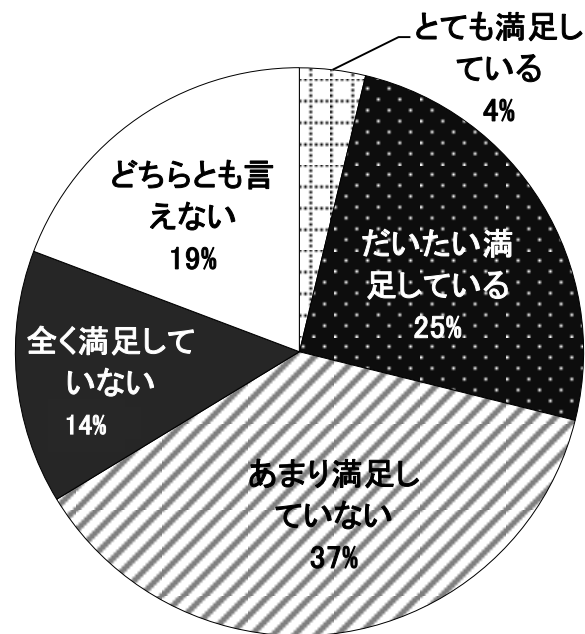
○自転車に危険を感じた方が半数おり、危険な走行としては、約半数の方が「スピードの出し過ぎ」が危険であると感じている。

■満足度【単一回答】

(問21. あなたは、仙台市の掲げる「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」について、現在の満足度はどのくらいですか。)

回答者数 N=187 (無回答 N=1)

選択肢	回答数	構成比
とても満足している	7	4%
だいたい満足している	47	25%
あまり満足していない	70	37%
全く満足していない	27	14%
どちらとも言えない	36	19%

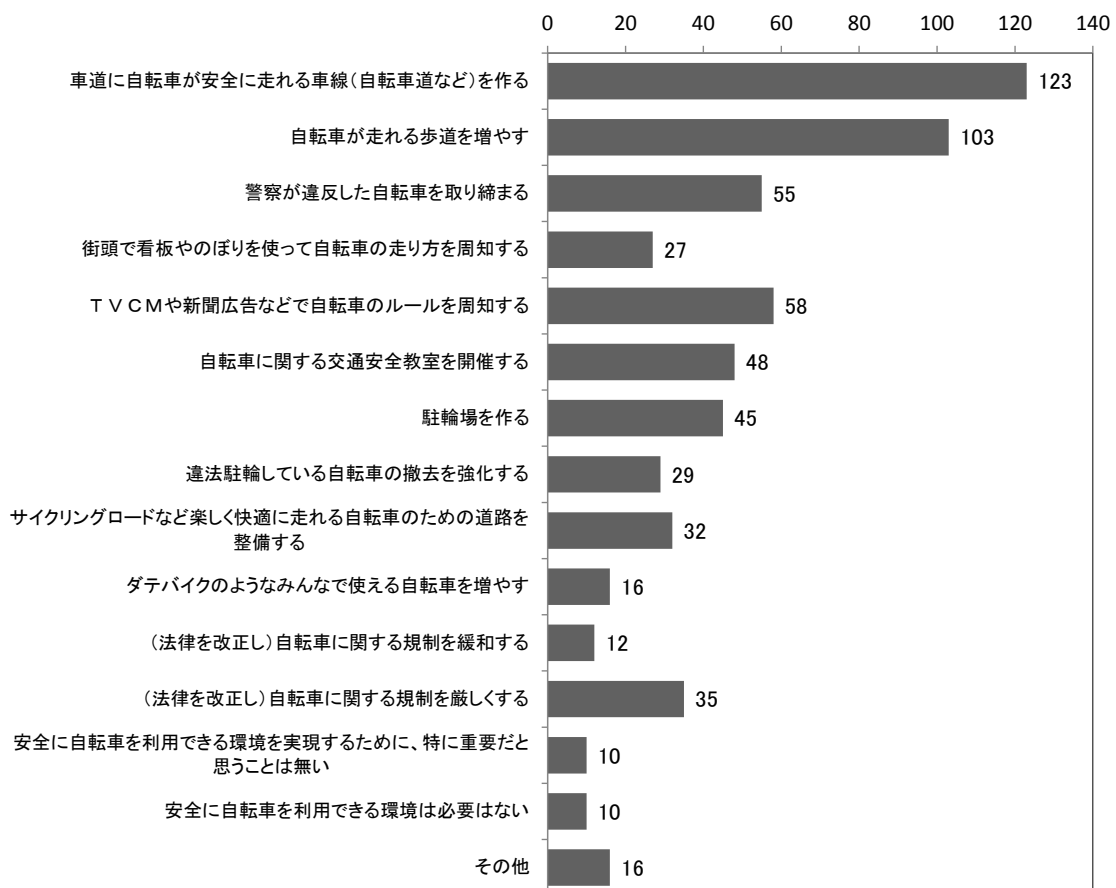


■安全な自転車利用環境実現のための重要施策【複数回答】

(問22. 誰もが安全に自転車を利用できる環境を実現するために、あなたが重要だと思うことは何ですか。)

回答者数 N=182 (無回答 N=6)

選択肢	回答数
車道に自転車が安全に走れる車線(自転車道など)を作る	123
自転車が走れる歩道を増やす	103
警察が違反した自転車を取り締まる	55
街頭で看板やのぼりを使って自転車の走り方を周知する	27
TVCMや新聞広告などで自転車のルールを周知する	58
自転車に関する交通安全教室を開催する	48
駐輪場を作る	45
違法駐輪している自転車の撤去を強化する	29
サイクリングロードなど楽しく快適に走れる自転車のための道路を整備する	32
ダテバイクのようなみんなで使える自転車を増やす	16
(法律を改正し)自転車に関する規制を緩和する	12
(法律を改正し)自転車に関する規制を厳しくする	35
安全に自転車を利用できる環境を実現するために、特に重要だと思うことは無い	10
安全に自転車を利用できる環境は必要はない	10
その他	16



○「とても満足している」「だいたい満足している」と答えた方は約 3 割と、満足度は低い。満足度を上げるためには、自転車が安全に走れる走行空間を整備し、歩行者・自転車・車、全ての人々がルールを理解し、守るよう取り組む必要がある。

■自由意見

(問 23. 「自転車のルール」について感じていることをご自由にご記入ください。)

※以下は寄せられた意見のうち、一部を抜粋したもの。

- ・傘をさしての運転がいけないこと等を最近知りました。というのも、自転車に乗る習慣がないのと、皆、傘をさして普通に運転しているからだと気づきました。大人の私がそう感じるように、子どもならなおさら視覚から入る「間違ったルール」を覚えてしまうと思います。まずは、自転車に乗る、乗らないにかかわらず「興味を持つこと」「事故を起こした後の恐怖」を知ることが大切だと思います。又、サイクリングの楽しさ等を PR するイベントなど親子で楽しめる催しがあるとかまえずスムーズに頭にルール等が入ると思います。
- ・ルールを守ろうとしても、守らせてもらえない場合 (ex. 路側帯を走ってクラクションを鳴らされる。自転車用の通路を歩行者が歩いている) も多いです。ルールが守られていないのではなく、ルールを守りたくとも守れない状況が発生してしまっている事にも注目していただきたい。
- ・自転車を使う人にルールは大切ですが、車や歩行者にもルールを守ってほしいです。道路を突然横切る歩行者や、急に向きを変えたり立ち止まる人、車道を走っていても車がギリギリまでできていてぶつかりそうだったり、道路のデコボコで転びそうになったことも。又、自転車道があっても、車がそこを通っていて走れなかったり。自転車を使う人も使わない人も、それぞれに気をつけてほしいと思います。
- ・街中は、自転車道が広いので、乗りやすさを感じますが、一方で駐輪場が限られているため、違法駐輪が多いように思います。便利な場所・使いやすい場所に利用しやすい料金で駐輪場が欲しいです。仙台駅から少し離れると自転車道が無い (ex. 長町駅前等) ため、歩行者と自転車が干渉しているように思います。人口が増えている (住宅が増えている) ところは、小さい子供も多いので、早急に自転車道の整備をしてほしいです。
- ・COOP で自転車の賠償責任保険の取扱いをしていることを先日知りました。今後は、自転車購入店舗や小中学校を通じての加入ができるようになれば幼児の加入率は増加すると思います。
- ・自転車ばかりが悪いようにされている。マナーを守って利用している者にとってはやたら厳しくなったルールで利用しづらくなった。そもそも、バス・地下鉄等の公共交通が不便で、自転車を利用せざるを得ない交通弱者なのだから、もっと自転車側を守る対策もしてほしい。自転車道に駐車していて、はみ出ざるを得なかったり、歩道が自転車用

に色分けされていても歩行者は守っていないで道に広がっているし、自転車は車道を走れないくらい車はスピードを出して危険を感じる。スマホのながら歩きの歩行者が多く、こちらが必要以上に注意をしても歩行者はよそ見をしている。自転車のルールばかり強調しないで、交通全体のルールを浸透させてほしい。ルールを守る者が過ごしやすいルールにしてほしい。

- ・外国人（特にアジア系）が自転車に乗っている様子をよく見かけます。大変マナーが悪く、危険も感じるので、領事館や勤務先、就学先に指導を徹底していただきたいです。自転車も「免許制」があってもいいのでは？これからは、高齢者（や認知症）の自転車運転者が増えるかもしれませんし。違法駐輪の取り締まりは、もっと厳しくして良いと思います。